

「家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令案」及び
4つの品質表示規程案に対する意見募集の結果について

平成 29 年 3 月 30 日
消費者庁表示対策課

1 意見募集方法の概要

(1) 募集期間

平成 28 年 12 月 22 日（木）から平成 29 年 1 月 20 日（金）まで

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ウェブサイト及び消費者庁ウェブサイトへの掲載

(3) 意見提出方法

意見募集フォーム、電子メール、FAX 又は郵送

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数等

意見提出総数 166 件（このほか、今回の意見募集と関係しない意見が 3 件）

(2) 意見の概要と考え方

別添のとおり。

(3) 原案からの修正点

ア 雑貨工業品品質表示規程における強化ガラス製器具に関する規定の修正

原案では、一般消費者が強化ガラスを耐熱ガラスと混同することによる取扱い上のトラブルを防止するため、取扱い上の注意を見直し、「耐熱ガラスではない旨」の表示を追加しましたが、「急激な温度変化を避ける旨」の表示も追加すべきとの意見があり、この表示は一般消費者がその取扱方法を認識する上で必要な表示と考えられることから、雑貨工業品品質表示規程別表第 2 の 10（3）イに「③ 急激な温度変化を避ける旨（該当しない場合は省略できる。）」との表示事項も追加します。

イ 雑貨工業品品質表示規程における合成ゴム製器具に関する規定の修正

原案では、合成ゴムを主要部品に使用している製品だけでなく、パッキン等の部材に使用している製品にまで表示が義務付けられるかのように読めることから、適用範囲を明確化してほしいとの意見が寄せられたため、家庭用品品質表示法施行規則第 1 条第 8 項、合成樹脂加工品品質表示規程第 1 条及び雑貨工業品品質表示規程別表第 1 に「合成ゴムを製品の一部分に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具（合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみを使用して製造したものを除く。）」と記載します。

ウ 雑貨工業品品質表示規程における魔法瓶に関する規定の修正

原案において、表示事項を規定している同規程別表第 1 に本来記載されるべき保冷効力の記載がありませんでしたので、別表第 1 に「4 保冷効力（ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものに限る。）」を記載します。

エ 繊維製品品質表示規程における家庭洗濯等取扱方法に関する規定の修正

改正前の家庭洗濯等取扱方法の表示については、日本工業規格に掲げる試験方法により得られた結果及び「これと同等のものにより得られた結果」に基づき、適正な取扱表示を選択することとし、繊維製品に使用された主要素材の諸性能が十分把握できていて試験結果が当然に予測できる場合又は過去の技術情報の蓄積から当然に試験結果が予測できる場合等には、これに基づき取扱表示を選択することを認めていました。

原案において、「これと同等のものにより得られた結果」を「これと同等の試験方法により得られた結果」に改めましたが、改正前の考え方を変更しないにもかかわらず、家庭洗濯等取扱方法の選択が試験方法により得られた結果に限定されるような記載ぶりであったため、「これと同等の試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果」に修正します。

オ 繊維製品品質表示規程における「ふとんがわ」に関する規定の修正

改正前の同規程において、平仮名で表示されていた「ふとんがわ」を、原案では常用漢字を使用して「布団皮」としましたが、一般的には「ふとん側」という用語が使われていることから、「布団皮」を「布団側」と修正します。

カ 繊維製品品質表示規程における分類名に関する規定の修正

原案において、同規程案第6条第2項第1号において引用されている分類名が、別表第6と整合しておりませんでした。

そのため、同規程第6条第2項第1号の「右記以外の植物由来の繊維」及び「右記以外の動物由来の繊維」を「右記以外の植物繊維」及び「右記以外の動物繊維」に修正します。これにより、同規程案第6条第2項第1号において引用されている分類名と、別表第6の分類名が整合されます（修正後の分類名は、「右記以外の植物繊維」及び「右記以外の動物繊維」に統一されます。）。

その他、今回の改正箇所ではありませんが、合成樹脂製まな板と合成ゴム製まな板の表示事項で元々整合していない箇所があるとの指摘がありましたので、今回の改正で表示事項を整合する修正をいたしました。

以上

1 施行規則案及び告示案の改正箇所寄せられた意見の概要及び意見に対する消費者庁の考え方について

(1) 雑貨工業品加工品品質表示規程案に関する意見の概要及び意見に対する消費者庁の考え方

意見の概要	考え方
合成ゴムを主要部品に使用している製品だけでなく、パッキン等の部材に使用している製品にまで表示が義務付けられるかのように読めることから、適用範囲を明確化してほしい。(団体、事業者)	合成ゴムを製品の一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具について新たに表示義務の対象としました。 御意見は、適用範囲を明確化すべきというものであることから、家庭用品品質表示法施行規則第1条第8項、合成樹脂加工品品質表示規程第1条及び雑貨工業品品質表示規程別表第1に「合成ゴムを製品の一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具（合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみを使用して製造したものを除く。）」と記載します。
シリコンゴム以外の合成ゴムを製品の一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具について、「合成ゴム」という曖昧な用語を使用すべきとすることは、消費者に不親切ではないか。(事業者)	合成ゴムを製品の一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具について新たに表示義務の対象とし、「合成ゴム」の用語の使用を義務付けました。 「合成ゴム」と表示することにより、一般消費者は、その器具がアクリル樹脂等の硬い素材が多い合成樹脂ではなく、弾性のある素材が多い「合成ゴム」を使用して製造したものであることが認識できます。そのため、原案を維持します。
魔法瓶について、雑貨工業品品質表示規程案別表第2において保冷効力の表示に関する規定があるが、別表第1には規定がないため、整合してほしい。(団体)	ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものについて、保冷効力の表示を義務付けました。 意見募集手続に付した雑貨工業品品質表示規程案において、表示事項を規定している同規程別表第1に本来記載されるべき保冷効力の記載がありませんでしたので、別表第1に「4 保冷効力（ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものに限る。）」を記載します。
強化ガラス製器具について、「耐熱ガラスではない旨」を表示するのではなく、「急	一般消費者が強化ガラスを耐熱ガラスと混同することによる取扱い上のトラブルを防止するた

<p>激な温度変化により割れることがあるため、それを避ける旨」を表示するべきではないか。(団体)</p>	<p>め、取扱い上の注意を見直し、「耐熱ガラスではない旨」の表示事項を追加しましたが、御意見にある「急激な温度変化を避けるべき旨」についても、一般消費者がその取扱方法を認識する上で必要な表示と考えられることから、雑貨工業品品質表示規程別表第2の10(3)イに「③ 急激な温度変化を避ける旨(該当しない場合は省略できる。)」との表示事項も追加します。</p>
--	--

(2) 繊維製品品質表示規程案に関する意見の概要及び意見に対する消費者庁の考え方

意見の概要	考え方
<p>帽子について、その対象は業務用帽子等を除いた実用帽子に限定されるのか。(団体)</p>	<p>帽子(家庭用品品質表示法施行令別表第1号(1)に定める糸を表生地の一部又は一部に使用して製造したものに限り)について、新たに表示義務の対象とし、繊維の組成及び家庭洗濯等取扱方法の表示を義務付けました。</p> <p>御質問の帽子の対象は、一般消費者が通常生活の用に供する可能性がある状態で販売される帽子を指し、特に装飾性の強い帽子、業務用として用いられる帽子及びサンバイザーは対象になりません。</p>
<p>帽子について、家庭洗濯等取扱方法の縫い付けが困難である製品も少なくないことから、下げ札等の取り外しが可能な取付方法が許容されるようにしてほしい。(事業者)</p>	<p>帽子(家庭用品品質表示法施行令別表第1号(1)に定める糸を表生地の一部又は一部に使用して製造したものに限り)について、新たに表示義務の対象とし、繊維の組成及び家庭洗濯等取扱方法の表示を義務付けました。</p> <p>御意見にある帽子の取付方法については、ラベルを縫い付けることにより損壊のおそれがある製品及び両面帽子については、縫い付けによらず、貼付けや下げ札で表示できることとしています。</p>
<p>帽子に使用されている天然草木について、撚り(より)をかけているものとスリット状のもので、分類外繊維又は天然草木と表示を変えなければならないのか。(事業者)</p>	<p>帽子(家庭用品品質表示法施行令別表第1号(1)に定める糸を表生地の一部又は一部に使用して製造したものに限り)について、新たに表示義務の対象とし、繊維の組成及び家庭洗濯等取扱方法の表示を義務付けました。繊維ではない天然草木</p>

	<p>を使用した製品に表示義務はありません。 天然草木を任意で表示する際には、例えば、麦わらの帽子であれば、「天然草木（麦わら）」という表示が考えられます。</p>
<p>家庭洗濯等取扱方法の表示について、改正前の繊維製品品質表示規程においては、日本工業規格に掲げる試験方法により得られた結果及び「これと同等のものにより得られた結果」に基づき、適正な取扱表示を選択することと定められていたところ、意見募集手続に付された同案においては、日本工業規格に掲げる試験方法により得られた結果及び「これと同等の試験方法により得られた結果」に基づき、適正な取扱表示を選択することと変更されたが、過去の知見や素材性能から得られる根拠により、取扱表示を選択することも認められるべきではないか。 (団体、個人)</p>	<p>改正前の繊維製品品質表示規程における「これと同等のものにより得られた結果」の解釈では、繊維製品に使用された主要素材の諸性能が十分把握できていて試験結果が当然に予測できる場合や過去の技術情報の蓄積から当然に試験結果が予測できる場合等には、これに基づき取扱表示を選択することを認めていました。 今回の改正においてこの考え方を変更しないにもかかわらず、意見募集手続に付した同規程案では、御指摘のような記載ぶりであったため、「これと同等の試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果」に修正します。</p>
<p>「布団皮」の表示について、「布団側」、「布団側地」又は「布団側生地」とすべきではないか。(団体、個人)</p>	<p>改正前の繊維製品品質表示規程において、平仮名で規定されていた「ふとんがわ」を、意見募集手続に付した同規程案では常用漢字を使用して「布団皮」としましたが、一般的には「ふとん側」という用語が使われていることから、「布団皮」を「布団側」と修正します。</p>
<p>繊維製品品質表示規程案第6条第2項第1号において引用されている分類名が、別表第6と整合していないため整合すべきである。(団体、個人)</p>	<p>意見募集手続に付した繊維製品品質表示規程案において、同規程案第6条第2項第1号において引用されている分類名が、別表第6と整合してありませんでした。 そのため、同規程第6条第2項第1号の「右記以外の植物由来の繊維」及び「右記以外の動物由来の繊維」を「右記以外の植物繊維」及び「右記以外の動物繊維」に修正します。これにより、繊維製品品質表示規程案第6条第2項第1号におい</p>

	て引用されている分類名と、別表第6の分類名が整合されます（修正後の分類名は、「右記以外の植物繊維」及び「右記以外の動物繊維」に統一されます。）。
繊維製品品質表示規程案別表第6に定める「羽毛」のうち「ダウン」以外のものについて、「その他の羽毛」と表示できるようにすべきである。繊維製品品質表示規程案別表第6に定める「羽毛」のうち「ダウン」以外のものについて、「その他の羽毛」と表示できないのであれば、「ダウン」、「フェザー」又は「その他のもの」のいずれかを表示できるようにすべきである。（個人）	意見募集手続に付した繊維製品品質表示規程案において、繊維の名称を示す用語の整理を行いました。羽毛については、新たに羽毛という分類を設けた上で、その種類を、「ダウン」又は「その他のもの」と整理し、「その他のもの」の指定用語を「その他の羽毛」としました。 御意見は、羽毛の種類がダウン以外のものについて「その他の羽毛」と表示できないのではないかと懸念を示すものですが、指定用語について変更はありませんので、表示については、従前どおり「その他の羽毛」と表示してください。
紙の表示方法について、従来は「指定外繊維（紙）」と表示していたが、今回の改正によって、どのように表示すればよいか。マニラ麻を原料とした紙やレーヨン長繊維が入った紙の表示はどのようにすべきか。（事業者）	意見募集手続に付した繊維製品品質表示規程案において、繊維の名称を示す用語の整理を行い、表示に際し繊維の名称を示す用語として具体的な指定用語が定められていないものについては、植物繊維、動物繊維といった分類を用いて表示を行うこととしました。 紙については、その原料が多岐にわたり、植物繊維、動物繊維といった分類に区分すると混乱を招きますので、「分類外繊維」に区分されます。実際の表示の際には、例えば「分類外繊維（紙）」という表示が考えられます。マニラ麻を原料とした紙やレーヨン長繊維が入った紙についても同様です。

(3) 合成樹脂加工品品質表示規程案に関する意見の概要及び意見に対する消費者庁の考え方

意見の概要	考え方
合成樹脂加工品の原料樹脂の種類を示す用語について、「飽和ポリエステル樹脂」を「PET」又は「ポリエチレンテレフタレート」に替えることは、消費者にと	合成樹脂加工品の原料樹脂の種類を示す用語である「飽和ポリエステル樹脂」を「PET」又は「ポリエチレンテレフタレート」に変更しました。

<p>って分かりやすくなるためよいと思う。ただし、既に金型刻印等で表示、販売している既存製品については、そのままの表示でよいとすべきである。(事業者)</p>	<p>改正によって、今まで「飽和ポリエステル樹脂」と表示していた製品で、ポリエチレンテレフタレート（PET）を原料樹脂に使用したものは、経過措置として平成30年3月31日まで「飽和ポリエステル樹脂」と表示できますが、経過措置期間終了後は「PET」又は「ポリエチレンテレフタレート」と表示する必要があります。</p>
<p>ポリブチレンテレフタレート（PBT）のようなポリエチレンテレフタレート（PET）以外の飽和ポリエステルの原料の種類を表示について、「飽和ポリエステル樹脂」の表示を認めてほしい。(事業者)</p>	<p>合成樹脂加工品の原料樹脂の種類を示す用語である「飽和ポリエステル樹脂」を「PET」又は「ポリエチレンテレフタレート」に変更しました。 御意見は、ポリブチレンテレフタレート（PBT）等ポリエチレンテレフタレート（PET）以外の飽和ポリエステルの原料の種類に関するものですが、消費者にとって分かりやすい用語を使用すればよく、従前のおり「飽和ポリエステル樹脂」と表示できます。</p>
<p>熱可塑性エラストマーについて、「TPE」又は「エラストマー」等の流通量の多い表記に統一してほしい。(事業者)</p>	<p>今回の改正前は、熱可塑性エラストマーについて指定用語を定めていませんでしたが、今回の改正で新たに「熱可塑性エラストマー」を指定用語に追加し、これを用いた合成樹脂加工品について、「熱可塑性エラストマー」の表示を義務付けました。 御意見は、「熱可塑性エラストマー」という用語を「TPE」又は「エラストマー」と変更すべきというものですが、「熱可塑性エラストマー」は日本工業規格で規定されている一般的な用語です。したがって、原案を維持します。</p>
<p>熱可塑性エラストマーについて、熱可塑性エラストマーを構成する原料樹脂の種類も記載しなければならないのか。(団体、事業者)</p>	<p>今回の改正前は、熱可塑性エラストマーについて指定用語を定めていませんでしたが、今回の改正で新たに「熱可塑性エラストマー」を指定用語に追加し、これを用いた合成樹脂加工品について、「熱可塑性エラストマー」の表示を義務付けました。 御意見にある熱可塑性エラストマーを構成する</p>

	原料樹脂の種類を表示する必要はありません。
熱可塑性エラストマーは合成樹脂に当たるのか。(事業者)	<p>今回の改正前は、熱可塑性エラストマーについて指定用語を定めていませんでしたが、今回の改正で新たに「熱可塑性エラストマー」を指定用語に追加し、これを用いた合成樹脂加工品について、「熱可塑性エラストマー」の表示を義務付けました。</p> <p>ここでいう熱可塑性エラストマーは、使用温度では加硫ゴムと同様の性質を持つが、高温では熱可塑性樹脂と同様に成形又は再成形することができるポリマー又はポリマーブレンドから成るものを指し、合成樹脂に含まれません。</p>

(4) 改正に伴う経過措置に関する意見の概要及び意見に対する消費者庁の考え方

意見の概要	考え方
今回の改正によって、施行前に製造又は流通している家庭用品については現行規定が適用されることを明確にしてほしい。家庭用品については、在庫が入れ替わるまでに相当の期間を要する事情も踏まえて、十分な配慮をしてほしい。(団体)	意見募集手続に付した案において、改正によって新たに表示義務の対象として追加した帽子、合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具及び内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用した魔法瓶であって、卓上用のものについては施行を平成30年4月1日からとし、これ以外の品目については施行から平成30年3月31日までの1年間は従来の表示も認める経過措置期間を設けております。

2 今回の改正原案以外について寄せられた意見の概要及び意見に対する消費者庁の考え方について

(1) 雑貨工業品品質表示規程案に関する意見の概要及び意見に対する消費者庁の考え方

意見の概要	考え方
<p>サングラスの偏光度の計算方法について、日本工業規格 S7027 の6. 8項に定められた式により計算することとしてはどうか。(団体)</p>	<p>改正前の雑貨工業品品質表示規程においては、御意見にある偏光度の計算式を用い、偏光度が90パーセント以上であるものの一部を偏光サングラスと定義しています。意見募集手続に付した同規程案においても変更はありません。</p> <p>御意見は、同規程別表第2第5(1)においてスキーゴーグルの規格である日本工業規格S7027の偏光度の計算式を引用してはどうかというものです。同規格は偏光度が80パーセント以上であるものの一部をスキーゴーグルと定義しており、これを同規程に引用すると混乱を招きますので、原案を維持します。</p>
<p>ファッション用グラスで偏光レンズを使用したものについて、「自動車のフロントガラス等熱強化したガラスを通して使用するとガラスのひずみの干渉色が見えることがある旨」という使用上の注意を表示してはどうか。(団体)</p>	<p>改正前の雑貨工業品品質表示規程においては、偏光サングラスについて、「自動車のフロントガラス等熱強化したガラスを通して使用するとガラスのひずみの干渉色が見えることがある旨」の表示を義務付けています。意見募集手続に付した同規程案においても変更はありません。</p> <p>御意見は、ファッション用グラスで偏光レンズを使用したものについても、同様の表示を義務付けるべきというものです。今後、ファッション用グラスで偏光レンズを使用している製品の流通量が増加する等表示の必要性が生じた際に検討します。</p>
<p>まな板について、合成樹脂加工品品質表示規程案第1条のまな板に関し表示すべき事項と雑貨工業品品質表示規程案別表第1のまな板の品質に関し表示すべき事項が異なることから、整合してほしい。(団体)</p>	<p>改正前の合成樹脂加工品品質表示規程及び雑貨工業品品質表示規程においては、まな板に関し表示すべき事項が異なっており、意見募集手続に付した合成樹脂加工品品質表示規程案及び雑貨工業品品質表示規程案においても表示すべき事項が異なっておりました。</p> <p>合成樹脂製まな板では表示事項である「寸法」が</p>

	<p>合成ゴム製まな板では表示事項になっておらず、また、合成ゴム製まな板では表示事項である「耐冷温度」が合成樹脂製まな板では表示事項となっていないでした。「耐冷温度」については、過去の改正において、まな板を冷凍庫に入れるという使用方法が想定されないことから合成樹脂製まな板の表示事項からは削除されましたが、合成ゴム製まな板については改正されなかったものであり、合成ゴム製まな板もそのような使用方法が想定されず「耐冷温度」を表示させる必要があるとはいえないものであることから、雑貨工業品品質表示規程案別表第1のまな板の「3 耐冷温度」を削除するとともに、「3 寸法」を加え、表示すべき事項を整合します。これにより、合成樹脂製まな板と合成ゴム製まな板の表示事項が整合します（修正後の表示事項は双方ともに「1 使用材料（合成ゴム製まな板の場合）又は原料として使用する合成樹脂の種類（合成樹脂製まな板の場合） 2 耐熱温度 3 寸法 4 取扱い上の注意」となります。）。</p>
<p>鍋の取扱い上の注意のうち「炒めものを使用しない旨」については、対象が鋼板製でほうろう引きのもの又は銅製のものに限定とされているが、鋳物の鍋も存在しているため、鋼板に限定しない方がよいのではないか。（匿名）</p>	<p>改正前の雑貨工業品品質表示規程においては、ほうろう引きの鋼板について、材料の種類の表示を義務付けています。意見募集手続に付した同規程案においても変更はありません。</p> <p>御意見は、鋼板製でほうろう引きのもの又は銅製のものについても、同様の表示を義務付けるべきというものですので、今後、ほうろう引きの鋳物の鍋の流通量が増加する等表示の必要性が生じた際に検討します。</p>
<p>鍋の材料の種類について、ほうろう引きの鋼板に限定して材料の種類を示す用語を定めているが、鋳物の鍋も存在しているため、鋼板に限定しない方がよいのではないか。（匿名）</p>	<p>改正前の雑貨工業品品質表示規程においては、ほうろう引きの鋼板について、材料の種類の表示を義務付けています。意見募集手続に付した同規程案においても変更はありません。</p> <p>御意見は、鋳物の鍋についても、材料の種類の表示を義務付けるべきというものですので、今後、</p>

	ほうろう引きの鋳物の鍋の流通量が増加する等表示の必要性が生じた際に検討します。
レザー製品について、副産物かどうかの表示を義務付けてはどうか。(個人)	改正前の雑貨工業品品質表示規程においては、レザー製品について、副産物かどうかの表示を義務付けていません。意見募集手続に付した同規程案においても変更はありません。 御意見は、これを義務付けるべきというものですので、まずは一般消費者がその購入に際し品質を識別するために必要な事項に当たるかどうかについて検討します。
動物実験を経て開発された合成洗剤、洗濯用又は台所用石けん、住宅用又は家庭用の洗浄剤、衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤、クレンジー等について、動物実験をしたものという表示をすべきではないか。(個人)	改正前の雑貨工業品品質表示規程においては、動物実験をしたものかどうかの表示を義務付けていません。意見募集手続に付した同規程案においても変更はありません。 御意見は、これを義務付けるべきというのですが、動物実験をしたものかどうかは品質には当たらず、一般消費者がその購入に際し品質を識別するために必要な事項に当たりません。したがって、原案を維持します。
雑貨工業品について、原産国の表示をしてほしい。(匿名)	改正前の雑貨工業品品質表示規程においては、家庭用品について原産国の表示を義務付けておらず、原産国を表示する場合の基準も定めておりません。意見募集手続に付した同規程案においても変更はありません。 御意見は、これを義務付けるべきというのですが、原産国は品質には当たらず、一般消費者がその購入に際し品質を識別するために必要な事項に当たりません。したがって、原案を維持します。 なお、商品の原産国の表示については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づき定められた、「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和48年公正取引委員会告示第34号）において、一定の基準があります。
化粧用ブラシ等について、毛の種類を表示を義務付けてはどうか。(匿名)	改正前の雑貨工業品品質表示規程においては、化粧用のブラシ等について、毛の種類を表示を義務

	<p>付けていません。意見募集手続に付した同規程案においても変更はありません。</p> <p>御意見は、これを義務付けるべきというものですので、まずは一般消費者がその購入に際し品質を識別するために必要な事項に当たるかどうかについて検討します。</p>
--	---

(2) 繊維製品品質表示規程案に関する意見の概要及び意見に対する消費者庁の考え方

意見の概要	考え方
<p>分類名が不明である繊維、複合繊維かどうか不明である繊維又は組成繊維中における繊維の混用率が5パーセント未満の繊維について、「その他繊維」又は「その他」の用語を用いるのではなく、用語を分けて内容を明確に表示すべきである。(団体、個人)</p>	<p>改正前の繊維製品品質表示規程においては、種類が不明である繊維又は組成繊維中における繊維の混用率が5パーセント未満の繊維については、「その他繊維」又は「その他」の用語を指定用語に代えて使用できます。</p> <p>意見募集手続に付した同規程案においても、分類名が不明である繊維、複合繊維かどうか不明である繊維又は組成繊維中における繊維の混用率が5パーセント未満の繊維については、「その他繊維」又は「その他」の用語を指定用語に代えて使用できることとしました。</p> <p>御意見は、分類名が不明である繊維、複合繊維かどうか不明である繊維又は組成繊維中における繊維の混用率が5パーセント未満の繊維について、「その他繊維」又は「その他」と表示するのではなく、用語を分けるべきというものです。自社又は検査機関が試験を行っても繊維の分類名又は複合繊維かどうか不明な繊維名は、その用語の表示が困難であり、一般消費者がその購入に際し品質を識別するために必要な事項に当たりません。したがって、原案を維持します。</p>
<p>組成繊維中における繊維の混用率について、5の整数倍での表示を行いたい。しかし、繊維製品品質表示規程では、組成繊維中における繊維の混用率が5パーセント未満の繊維についてのみ、「その他繊維</p>	<p>改正前の繊維製品品質表示規程においては、繊維の混用率が5パーセント未満の繊維について、「その他繊維」又は「その他」の用語を用いることができます。意見募集手続に付した同規程案においても変更はありません。</p>

<p>維」又は「その他」の用語を用いることができるとしているため、「綿95パーセント その他5パーセント」というような表示ができない。そのため、組成中における繊維の混用率が5パーセントの繊維についても、「その他繊維」又は「その他」の用語を用いることができるとすべきである。(団体、個人)</p>	<p>御意見は、混用率が5パーセントの繊維についても、「その他繊維」又は「その他」の用語を用いることを認めるべきというものです。消費者の商品選択に資する修正には当たらない一方で、修正により事業者の表示に係る負担が増加する懸念があることから、今回の改正においては原案を維持します。</p>
<p>下着のうち組成繊維中における繊維の種類が一のものについて、家庭洗濯等取扱方法の表示を義務付けるべきである。(個人)</p>	<p>改正前の繊維製品品質表示規程においては、下着のうち組成繊維中における繊維の種類が一のもの（なせん加工を施したものを除く。）について、家庭洗濯等取扱方法の表示を義務付けていません。意見募集手続に付した同規程案においても変更はありません。</p> <p>御意見は、これを義務付けるべきというものです。下着のうち組成繊維中における繊維の種類が一のものについて、家庭洗濯等取扱方法に関するトラブルが多いとはいえないため、原案を維持します。</p>
<p>スカートの表生地について、薄い生地の裏にもう一枚の生地を付け、裏の生地の模様等が表面から透けて見えるように作ってあるものは、その両方の生地が表生地と解されているが、裏の生地については裏生地と表示してもよいのではないか。(個人)</p>	<p>改正前の繊維製品品質表示規程においては、スカートの表生地、裏生地について繊維の組成表示を義務付けています。意見募集手続に付した同規程案においても変更はありません。</p> <p>裏生地とは、表生地の裏側に表生地に対応させて製品の裏側に現して使用されている生地を指します。そのため、御指摘の裏の生地については裏生地に当たらず、同規程に基づき表生地として繊維の組成及び家庭洗濯等取扱方法を表示してください。</p>
<p>繊維製品品質表示規程案別表第3のセルローズ系繊維について、繊維製品品質表示規程案別表第6と同様に再生繊維とすべきである。(団体、個人)</p>	<p>改正前の繊維製品品質表示規程においては、日本工業規格L1030-2（繊維製品の混用率試験方法-第2部：繊維混用率）を引用し、繊維の混用率を算定するに当たり正量を求める際によりどころとする水分率を定めています。意見募集手続に付した同規程案においても変更はありません。</p>

	<p>ん。</p> <p>御意見は、同規程別表第6において、新たに再生繊維（セルロースやたんぱく質を溶解して再生した繊維）という分類が設けられたことから、同規程別表第3のセルロース系繊維（セルロースを主成分とした繊維の総称）についても再生繊維に変更すべきというものですが、セルロース系繊維には、再生繊維に区分されるレーヨン、キュプラ等と半合成繊維に区分されるアセテート等があり、セルロース系繊維の全てが再生繊維ではありませんので、原案を維持します。</p>
<p>日本工業規格 J I S L 1 0 3 0 - 2（繊維製品の混用率試験方法—第2部：繊維混用率）が改正され、吸湿発熱繊維等の高水分率を有する合成繊維については水分率が0.0パーセントで計算するよう規定されている。繊維製品品質表示規程も同様に修正すべきである。（個人）</p>	<p>改正前の繊維製品品質表示規程においては、日本工業規格 L 1 0 3 0 - 2（繊維製品の混用率試験方法—第2部：繊維混用率）を引用し、繊維の混用率を算定するに当たり正量を求める際のよりどころとする水分率を定めています。意見募集手続に付した同規程案においても変更はありません。</p> <p>御意見は、日本工業規格 L 1 0 3 0 - 2 の改正に伴い、これを引用した同規程別表第3も改正すべきというものですので、整合する必要があるか検討します。</p>
<p>組成繊維の一部が麻である糸のうち、麻以外の組成繊維の全部又は一部がビスコース繊維以外の再生繊維のものについても、列記表示を認めるべきである。（団体、個人）</p>	<p>改正前の繊維製品品質表示規程においては、繊維の組成について繊維名及び繊維の混用率の表示を行うことを定めており、組成繊維の一部が麻である糸のうち、麻以外の組成繊維の全部又は一部がビスコース繊維以外の再生繊維のものについては列記表示を認めていません。意見募集手続に付した同規程案においても変更はありません。</p> <p>御意見は、組成繊維の一部が麻である糸のうち、麻以外の組成繊維の全部又は一部がビスコース繊維のものについて列記表示が認められているので、これ以外の再生繊維（レーヨン、キュプラ等）についても列記表示を認めるべきというものです。このような改正を行うことは表示を簡略</p>

	化することになり、一般消費者の商品選択に資するとはいえなため、原案を維持します。
繊維製品の刺しゅうの部分について、列記表示を認めるべきである。(個人)	改正前の繊維製品品質表示規程においては、繊維製品の刺しゅうの部分については、列記表示を認めていません。意見募集手続に付した同規程案においても変更はありません。 御意見はこれを認めるべきというものですが、刺しゅうに使っている糸の組成表示及び繊維の混用率の表示については、一般消費者の商品選択及び家庭洗濯に必要な情報であることから、原案を維持します。

(3) 家庭用品品質表示法の品目指定に関する意見の概要及び意見に対する消費者庁の考え方

意見の概要	考え方
ステンレス製卓上用魔法瓶等、新しいタイプの商品が開発されるたびに後追いで法改正を行っており、品目指定制は限界なのではないか。(団体)	法の規制の対象となる家庭用品について、特定のものを指定する現行制度を廃止した場合、必ずしもその表示の必要性のないものまで、表示が義務付けられることになってしまいます。 一般消費者の利益を保護するための表示の必要性と事業者の負担を考慮し、当面は必要最小限の表示内容を定める指定品目制を維持することが適切であると考えております。

(4) 新たな品目の追加に関する意見の概要及び意見に対する消費者庁の考え方

意見の概要	考え方
毛皮製品について、毛皮に関する情報の表示を義務付けてはどうか。(団体、個人)	改正前の雑貨工業品品質表示規程においては、毛皮製品について、毛皮に関する情報の表示を義務付けていません。意見募集手続に付した同規程案においても変更はありません。 御意見は、これを義務付けるべきというものですので、まずは一般消費者がその購入に際し品質を識別するために必要な事項に当たるかどうかについて検討します。

(5) 家庭用品への品質表示の普及についての意見の概要及び意見に対する消費者庁の考え方

意見の概要	考え方
-------	-----

身近な家庭用品について、その品質の表示を更に普及してもらいたい。(個人)	引き続き、家庭用品品質表示法に基づき、品質の表示の普及に努めます。
--------------------------------------	-----------------------------------